

東伊豆町全国大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、体育活動を通じ、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の健全な育成を図るとともに保護者の負担軽減を図るため、県予選会、選考会などの選抜手続を経る全国規模以上の大会（以下「全国大会等」という。）に参加する児童等及び県以上の強化指定選手に認定された児童等（以下「強化指定選手」という。）に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の範囲)

第2条 奨励金の対象となる全国大会等及び強化指定選手は次に掲げるものとする。

- (1) 国、都道府県及び都道府県教育委員会が主催、共催又は後援をする大会
- (2) 競技団体等が主催をする大会
- (3) その他町長が認める大会

2 静岡県等において、強化指定選手に認定された児童等

(交付対象者)

第3条 奨励金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する児童等とする。

- (1) 町内に住所を有している児童等
- (2) その他町長が認める児童等

(奨励金の交付額)

第4条 奨励金の交付額は、全国大会等に出場する児童等に対して、1人当たり1万円とする。

2 強化指定選手の奨励金は1人当たり5万円とする。

3 奨励金の交付は、全国大会等に出場するごとに支給する。ただし、強化指定選手は、当該年度につき年1回とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする全国大会等出場者は、東伊豆町全国大会等出場奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) 大会の開催要綱

- (2) 大会にエントリーされたことを明らかにする書類
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 強化指定選手は、強化指定選手の認定を受けた後速やかに東伊豆町全国大会等出場奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて町長へ提出しなければならない。
- (1) 静岡県等が交付する強化指定選手認定証の写し
  - (2) その他町長が必要と認める書類
- (交付の決定)
- 第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは東伊豆町全国大会等出場奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (奨励金の交付)
- 第7条 町長は前条に規定する奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。
- (実績報告)
- 第8条 奨励金の交付決定を受けた者は、大会終了後、速やかにその成績を確認することができる書類を町長に提出しなければならない。
- (奨励金の返還)
- 第9条 町長は、虚偽その他不正の行為により奨励金の交付を受けた者があるときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。
- (委任)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。